

令和元年第2回東浦町議会定例会議案

令和元年6月6日提出

目 次

議案第28号 東浦町森林環境基金条例の制定について	1
議案第29号 東浦町学校体育施設の開放に関する条例等の一部改正について	2
議案第30号 東浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	7
議案第31号 令和元年度東浦町一般会計補正予算（第2号）	別添
議案第32号 平成30年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9
議案第33号 町道路線の認定について	10
議案第34号 町道路線の廃止について	11

議案第 28 号

東浦町森林環境基金条例の制定について
東浦町森林環境基金条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月6日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町森林環境基金条例

(設置)

第1条 森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、東浦町森林環境基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、東浦町一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、東浦町一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東浦町森林環境基金を設置するため提案するものである。

議案第 29 号

東浦町学校体育施設の開放に関する条例等の一部改正について

東浦町学校体育施設の開放に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月6日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町学校体育施設の開放に関する条例等の一部を改正する条例

(東浦町学校体育施設の開放に関する条例の一部改正)

第1条 東浦町学校体育施設の開放に関する条例(昭和51年東浦町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後		改正前	
別表第2(第11条関係)		別表第2(第11条関係)	
区分	利用単位及び使用料の額(単位・円)	区分	利用単位及び使用料の額(単位・円)
屋内運動場の項及び武道場の項 略		屋内運動場の項及び武道場の項 略	
夜間照明施設	1時間まで <u>2,770</u>	夜間照明施設	1時間まで <u>2,720</u>
	1時間を超過する場合30分につき <u>1,170</u>		1時間を超過する場合30分につき <u>1,150</u>
備考 略		備考 略	

(東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例(昭和53年東浦町条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後				改正前			
別表第2(第6条関係)				別表第2(第6条関係)			
施設名		単位	使用料の額(単位・円)	施設名		単位	使用料の額(単位・円)
東浦町営第1グラウンドの項から東浦町営第2グラウンドの項まで 略				東浦町営第1グラウンドの項から東浦町営第2グラウンドの項まで 略			
東浦みど	大広場	1時間につき	<u>2,030</u>	東浦みど	大広場	1時間につき	<u>2,000</u>

り浜 緑地 多目的 広場	小広 場	1時間につ き	<u>1,010</u>	り浜 緑地 多目的 広場	小広 場	1時間につ き	<u>1,000</u>
東浦町営第 1グラウン ド夜間照明 施設		1時間まで	<u>2,770</u>	東浦町営第 1グラウン ド夜間照明 施設		1時間まで	<u>2,720</u>
		1時間を超 過する場合 30分につ き	<u>1,170</u>			1時間を超 過する場合 30分につ き	<u>1,150</u>
備考 略				備考 略			

(東浦町勤労福祉会館条例の一部改正)

第3条 東浦町勤労福祉会館条例(昭和54年東浦町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後		改正前	
別表(第8条関係)		別表(第8条関係)	
区分	1時間当たりの使 用料の額(円)	区分	1時間当たりの使 用料の額(円)
会議室1	<u>1,560</u>	会議室1	<u>1,540</u>
会議室2	<u>1,030</u>	会議室2	<u>1,020</u>
和室1の項から配膳室設備の項まで 略		和室1の項から配膳室設備の項まで 略	
備考 略		備考 略	

(東浦町公民館条例の一部改正)

第4条 東浦町公民館条例(昭和55年東浦町条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表第2(第9条関係)			別表第2(第9条関係)		
区分	1時間当 たりの使 用料の額 (円)	器具使 用料 (単位 ・ 円) (施設 内に限	区分	1時間当 たりの使 用料の額 (円)	器具使 用料 (単位 ・ 円) (施設 内に限

東浦町文化センター	ホール		<u>830</u>	る。) 16ミリ 映写機 1台 1回につき <u>940</u> ピアノ 1台 1回につき <u>940</u>	東浦町文化センター	ホール		<u>820</u>	る。) 16ミリ 映写機 1台 1回につき <u>930</u> ピアノ 1台 1回につき <u>930</u>	
	ふれあいサロン	各室	300			各室	300			
	視聴覚室									
	第2会議室 実習室									
	第1会議室 和室1 和室2	各室	200			第1会議室 和室1 和室2	各室	200		
森岡コミュニティセンター	ホール		<u>620</u>		森岡コミュニティセンター	ホール		<u>610</u>		
	会議室	各室	200			会議室	各室	200		
	和室1 和室2 和室3 講義室					和室1 和室2 和室3 講義室				
	料理室		<u>620</u>			料理室		<u>610</u>		
緒川コミュニティセンター	ホール		<u>620</u>		緒川コミュニティセンター	ホール		<u>610</u>		
	会議室	各室	200			会議室	各室	200		
	和室1 和室2 講義室1 講義室2					和室1 和室2 講義室1 講義室2				
	料理室		<u>780</u>			料理室		<u>770</u>		
卯里ミニインナー	ホール		<u>620</u>		卯里ミニインナー	ホール		<u>610</u>		
	会議室	各室	200			会議室	各室	200		
	和室1 和室2 和室3 講義室					和室1 和室2 和室3 講義室				
	料理室		<u>620</u>			料理室		<u>610</u>		

石 浜 コ ミ ユ ニ テ イ セ ン タ ー	ホール	510		石 浜 コ ミ ユ ニ テ イ セ ン タ ー	ホール	510	
	会議室	各室 200			会議室	各室 200	
	和室1				和室1		
	和室2				和室2		
生 路 コ ミ ユ ニ テ イ セ ン タ ー	ホール	510		生 路 コ ミ ユ ニ テ イ セ ン タ ー	ホール	510	
	会議室	200			会議室	200	
	和室				和室		
	講義室				講義室		
東 浦 町 藤 江 公 民 館	料理室	<u>620</u>		東 浦 町 藤 江 公 民 館	料理室	<u>610</u>	
	ホール	510			ホール	510	
	会議室	各室 200			会議室	各室 200	
東 浦 町 藤 江 公 民 館	和室			東 浦 町 藤 江 公 民 館	和室		
	料理室	<u>620</u>			料理室	<u>610</u>	
	ホール	510			ホール	510	

備考 略

備考 略

(東浦文化広場条例の一部改正)

第5条 東浦文化広場条例(昭和58年東浦町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後					改正前				
別表(第6条関係)					別表(第6条関係)				
区分			利用単 位及び 使用料 の額 (単位 ・円)	電灯使 用料 (単位 ・円)	区分			利用単 位及び 使用料 の額 (単位 ・円)	電灯使 用料 (単位 ・円)
東浦 町体 育館	専用 利用	主競 技場	1時間 につき <u>720</u>	略	東浦 町体 育館	専用 利用	主競 技場	1時間 につき <u>710</u>	略
		小体育室及び柔剣道場 略					小体育室及び柔剣道場 略		
	個人利用		略		個人利用		略		
はな	研修室和室会議室		略		はな	研修室和室会議室		略	

のき 会館	料理室	1 時間 につき <u>620</u>		のき 会館	料理室	1 時間 につき <u>610</u>	
テニスコートの項及びテニスコート夜 間照明施設の項 略				テニスコートの項及びテニスコート夜 間照明施設の項 略			
備考 略				備考 略			

附 則

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

施設の使用料を改めるため提案するものである。

議案第 30 号

東浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

東浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月6日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年東浦町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合において据置期間中であつては無利子と、据置期間経過後にあつてはその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 <u>災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>	<p>(利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 <u>災害援護資金は、年賦償還(又は、半年賦償還)とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

提案理由

災害援護資金の貸付利率を改める等のため提案するものである。

議案第 32 号

平成 30 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 30 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金 463,349,303 円のうち 24,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、157,086,188 円を資本金に組み入れ、剰余を繰り越すものとする。

令和元年 6 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

提案理由

平成 30 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため提案するものである。

議案第 33 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和元年 6 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
4 3 7 9	石浜 379 号線	東浦町大字石浜字御保田 2 番 6	
		東浦町大字石浜字御保田 2 番 17	
5 1 8 1	生路 181 号線	東浦町大字生路字折戸 8 番 18	
		東浦町大字生路字西午新田 33 番 49	
5 1 8 2	生路 182 号線	東浦町大字生路字西午新田 33 番 19	
		東浦町大字生路字西午新田 33 番 18	

提案理由

開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。

議案第 34 号

町道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を廃止するものとする。

令和元年 6 月 6 日提出

東浦町長 神谷明彦

整理番号	路線名	起 点 (地先)	重要な経過地
		終 点 (地先)	
6091	藤江 91 号線	東浦町大字藤江字三丁 94 番 6	
		東浦町大字藤江字トウズ 13 番 6	

提案理由

三丁公園整備事業に伴い、路線を廃止するため提案するものである。